

# 第 2 1 回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

上富良野町農業委員会

## 第21回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成31年3月11日(月) 午後1時30分から午後2時40分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
10番、井村悦丈 委員に合わせ、ご唱和ください。

井村委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、7番、島田政志 君、8番、三好利和 君、を指名いたします。

---

議 長 日程第2、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

平成31年3月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

1番

貸主は〇〇線北〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、借主は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積は8,277㎡、土地の引き渡し時期は平成31年2月8日、合意解約で、基盤強化促進法で期間が平成24年3月8日から平成34年11月30日までとなっております。

2番

貸主は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他6筆、地目は公簿と現況ともに田、畑、山林です、面積は7筆合計で46,094㎡、土地の引き渡し時期は平成31年2月28日で合意解約となりました、基盤強化促進法で期間が平成27年3月10日から平成31年11月30日

事務局長 までとなっております。

3番

貸主は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、借主は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積は51,675㎡、土地の引き渡し時期は平成31年2月28日で合意解約となりました、農地法3条で平成29年3月9日から平成39年11月30日までとなっております。

1番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの件は、後程、利用集積計画の斡旋で売買の契約がありますので、最初に議案第1号で提案させていただきました。

---

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第3、諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成31年3月11日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所23番

出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇他1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は2筆合計で31,055㎡、内容は売買、対価は5,124千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

所24番

出し手は河西郡更別村字〇〇線〇〇番地〇〇の〇〇〇〇会社 代表取締役〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積が15,179㎡、内容は売買、対価は804千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

事務局長

所25番

出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他4筆、地目は公簿と現況ともに畑と田、面積は5筆合計で30,184㎡、内容は売買、対価は2,215千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

所26番

出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他7筆、地目は公簿と現況ともに畑と田、面積は8筆合計で101,038㎡、内容は売買、対価は5,712千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

賃3番

出し手は札幌市中央区〇条〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇法人〇〇〇〇理事長〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他2筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は3筆合計で44,000㎡、内容は賃貸、対価は年間180.4千円、始期は平成31年3月12日、終期が平成36年1月20日まで、支払方法は口座振込で、毎年12月10日までです。

所27番

出し手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は2筆合計で28,449㎡、内容は売買、対価は5,120千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

所28番

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他2筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積は3筆合計で18,804㎡、内容は売買、対価は1,128千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

所29番

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他1筆、地目は公簿と現況ともに田と用悪水路、面積は2筆合計で32,878㎡、内容は売買、対価は5,852千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

所30番

出し手は〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積は3筆合計で8,277㎡、内容は売買、対価は496千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年9月30日まで、引渡時期は対価の支払日です。

---

議 長

諮問第1号、所23番、24番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番、桑田俊和 委員」

---

---

桑田委員 6番、桑田です。所23番、24番について、補足説明いたします。

2月5日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所23番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号道路沿いとなります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田165,000円で売買となりました。

所24番

出し手、河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、畑53,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所23番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所24番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 続いて、諮問第1号、所25番、26番について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番、對馬徹 委員」

---

對馬委員 9番、對馬です。所25番、26番について、補足説明いたします。

2月18日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

對馬委員

所25番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田80,000円、畑60,000円と70,000円で売買となりました。

所26番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手、上富良野町〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田80,000円、畑10,000円と55,000円と60,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所25番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所26番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長

続いて、諮問第1号、賃3番について、提案に関する補足説明を願います。  
「8番、三好利和 委員」

---

三好委員

8番、三好です。賃3番について、補足説明いたします。

出し手、札幌市中央区の〇〇法人〇〇〇〇

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

農地保有合理化事業により、〇〇法人〇〇〇〇と〇〇〇〇さんが5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

長谷川委員 附表に売渡金額の2%が賃貸料と書いてありますが、詳しく説明をお願いします。

事務局長 ○○が賃貸5年間で契約するに当たって、1年分の賃貸料が斡旋売渡し価格9,020千円の2%分ということで、180,400円が1年間に払う賃貸料とこの事業では決められております。この180,400円を5年間賃貸で支払いまして、5年後の期間満了後に農業公社が買った価格で、再度、○○○○さんが買うこととなります。

議 長 この2%で○○○○がやり繰りしている。

對馬委員 この事業での出し手のメリットは。

事務局長 前所有者の○○○○さんが売った時は、この事業を使って売ると1,500万円まで控除額が認められるので、売主にとっては枠が広がるメリットがある。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、賃3番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 続いて、諮問第1号、所27番、28番、29番について、提案に関する補足説明を願います。  
「4番、佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 4番、佐藤です。所27番、28番、29番について、補足説明いたします。

2月28日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、○○○○で開かれ、売買3件の利用集積が成立いたしました。

所27番

出し手、○○線○○号の○○○○さん

受け手、○○線○○号の○○会社○○○○さん

所在地は、○○地区、○○線○○号となります。

○○○○さんの再処分に伴い、10a当たり、田180,000円で売買となりました。

所28番

出し手、○○線○○号の○○会社○○○○さん

受け手、○○線○○号の○○会社○○○○さん

所在地は、○○地区、○○○○道路沿いとなります。



佐藤委員 ○○○○さんの規模縮小に伴い、10a当たり、畑60,000円で売買となりました。

所29番

出し手、○○線○○号の○○○○さん

受け手、○○線○○号の○○会社○○○○さん

所在地は、○○地区、○○線○○号となります。

○○○○さんの再処分に伴い、10a当たり、田180,000円、用悪水路5,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所27番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所28番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所29番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 続いて、諮問第1号、所30番について、提案に関する補足説明を願います。  
「1番、谷本嘉彦 委員」

---

谷本委員 1番、谷本です。所30番について、補足説明いたします。

3月4日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、○○線○○号の○○○○さん

受け手、○町○丁目○番○号の○○○○さん

所在地は、○○地区、○○線○○号となります。

谷本委員 ○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり、畑60,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所30番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第4、諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、○○○○  
委員の退席を求めます。(○番、○○○○委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第2号について、ご説明いたします。  
○○地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成31年3月11日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第2号朗読。

所31番

出し手は○町○丁目の○○○○さん、受け手は○町○丁目○番地○の○○○○さん、土地の所在は○町○丁目○○○○番○○他7筆、地目は公簿が田と原野で現況は田と畑、面積は8筆合計で11,446㎡、内容は売買、対価は2,266千円、移転時期は平成31年3月12日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年9月30日まで、引渡時期は対価の支払日です。

---

議 長 諮問第2号、所31番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番、桑田俊和 委員」

---

桑田委員 6番、桑田です。所31番について、補足説明いたします。

3月4日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

桑田委員 出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん  
受け手、〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇町〇丁目となります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり、田200,000円、畑150,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号、所31番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます、(〇番、〇〇〇〇委員 着席)

---

議 長 日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。  
平成31年3月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

#### 1番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、地目は公簿と現況ともに畑、面積が690㎡、出し手は旭川市〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇所長〇〇〇〇さん、受け手が〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、国有地の払い下げの売買です。

#### 2番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、地目は公簿と現況ともに田、面積が3,030㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、贈与となりました。これにつきましては、前回の総会等でも審議されたところですが、国有地の払い下げを受ける所の上の部分です。贈与で父から子へ土地の名義を変えて、その後に農業用施設の建設を計画している、前回の地番の土地だけでは倉庫の規模が大きくなり建てられない状況になり申請となりました。

#### 3番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇他4筆、計5筆、地目は公簿と現況ともに田、面積が5筆合計で43,511㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線北〇〇号

事務局長 の〇〇〇〇さん、賃貸借となります。

4番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内他5筆、計6筆、地目は公簿と現況ともに田、面積が6筆合計で23,091.16㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります、これは斡旋による賃貸借期間満了による更新です。

5番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内他5筆、計6筆、地目は公簿と現況ともに田と畑、面積が6筆合計で23,092㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります、こちらも更新です。

6番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積が9,186㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります、こちらも更新です。

7番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇他2筆、計3筆、地目は公簿と現況ともに田と畑、面積が3筆合計で5,855㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります、こちらも更新です。

8番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積が43,917㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さん、売買となります。

9番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇他15筆、計16筆、地目は公簿と現況ともに田と原野と畑、面積が16筆合計で119,424.03㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さん、売買となります。

10番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇他10筆、計11筆、地目は公簿と現況ともに田と畑と山林、面積が91,332㎡、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、賃貸借となります。

11番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内1筆、地目は公簿が山林で現況が畑、面積が4,000㎡、出し手は〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります。

---

議 長

議案第2号、1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。  
「1番、谷本嘉彦 委員」

---

谷本委員

1番、谷本です。 議案第2号、1番、2番について、補足説明いたします。

1番

国有地の払い下げとなります。  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

谷本委員

2番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、どちらも〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん住宅の南側となります。

先月の総会で贈与となったところの隣接地の国有地の払い下げをうけ、さらに農業用施設の規模が大きくなったことから贈与をうけるものです。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号、1番、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号、2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長

議案第2号、3番について、提案に関する補足説明を願います。

「8番、三好利和 委員」

---

三好委員

8番、三好です。議案第2号、3番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となっています。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号、3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長      なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長      議案第2号、4番、5番、6番、7番について、提案に関する補足説明を願います。  
「2番、北村啓一 委員」

---

北村委員    2番、北村です。議案第2号、4番、5番、6番、7番について、補足説明いたします。

4番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となっています。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

5番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となっています。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

6番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

7番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんの隣となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長      これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号、4番、5番、6番、7番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号、5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号、6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号、7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号、8番、9番について、提案に関する補足説明を願います。  
「4番、佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 4番、佐藤です。議案第2号、8番、9番について、補足説明いたします。  
8番  
出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇線〇〇号となっています。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの売買となりました。

9番  
出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇線〇〇号となっています。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号、8番、9番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第2号、8番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号、9番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号、10番について、提案に関する補足説明を願います。  
「7番、島田政志 委員」

---

島田委員 7番、島田です。 議案第2号、10番について、補足説明いたします。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇となっています。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号、10番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、10番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号、11番について、提案に関する補足説明を願います。  
「1番、谷本嘉彦 委員」

---

谷本委員 1番、谷本です。 議案第2号、11番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇線〇〇号となっています。



谷本委員 ○○○○さんの再処分に伴い、○○○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号、11番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、11番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで議長を交代いたします。

---

井村代理 日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題とい  
議 長 たします。「農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、  
○○○○委員の退席を求めます。(○番、○○○○委員 退席)

議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定  
に基づき許可の可否について審議を求めます。

平成31年3月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たして  
いると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

12番

上富良野町○○○○番○○他8筆、計9筆、地目は公簿と現況ともに田と畑、面積が9  
筆合計で109,366㎡、出し手は○○線○○号の○○○○さん、受け手は○○線○  
○号の○○○○さん、使用貸借で経営移譲となります。

---

井村代理 議案第3号、12番について、提案に関する補足説明を願います。

議 長 「7番、島田政志 委員」

---

島田委員 7番、島田です。議案第3号、12番について、補足説明いたします。

出し手、○○線○○号の○○○○さん  
受け手、○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○線○○号となります。

島田委員 ○○○○さんの経営移譲に伴い、息子さんの○○○○さんへの使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

井村代理 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、12番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
○番、○○○○ 委員の退席を解きます、(○番、○○○○委員 着席)

ここで議長を交代します。

---

議 長 日程第7、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題と  
いたします。  
議案第4号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。  
平成31年3月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

許可申請は、農業振興地域内の農用地区域内となっています。農振法の手続きが必要となり、農家住宅建設の部分は農用地区域除外、農機具置場等は用途変更の手続きが必要で、いずれも手続き中であり許可は完了後となります。

審議資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。

以下、内容を朗読。

1番

上富良野町○○○○番○○の内と○○○○番○○の内の2筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積が2筆合計で827㎡、契約内容は所有権移転、転用目的は農家住宅建設及び農機具置場と農業資材置場等の設置は、契約の内容は農家住宅が701㎡、内訳は農家住宅が80.46㎡、車庫が30.74㎡、駐車スペースが75.00㎡、作業用通路が514.00㎡、図面の後ろに配置計画図が添付されています、農機具、農業資材置場等の設置は126㎡、内訳は農機具置場が42.00㎡、農業用資材置場が42.00㎡、コンテナ置場が42.00㎡です、土地の所有者は○町○丁目○番○号の○○会社○○代表取締役○○○○さん、転用者は東京都練馬区○町○丁目○番○号の○○○○さん、土地利用区分は農用地で第1種農地、住宅分は農用地区域除外、農機具置場は用途変更し農業用施設用地となります、転用事由は農家住宅及び農機具置場の設置等で、工期は許可の日から平成31年9月30日の予定です。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長 議案第4号について、提案に関する補足説明を願います。  
「2番、北村啓一 委員」

---

北村委員 2番、北村です。議案第4号について、補足説明いたします。

土地所有者は、○町○丁目○番○号の○○会社○○○○代表取締役○○○○さん  
転用者は、東京都練馬区○町○丁目○番○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○線○○号です。  
○○○○さんが住む住宅建設のためと、農機具置場等の転用となり、転用には問題  
ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第21回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

---

以上、議案4件、諮問2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時40分

---

上記第21回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平31年3月12日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_